

A 2 - 9

5年保存(常)

(令和10年12月31日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

鹿 総 第 1 3 1 号

鹿 捜 第 1 2 7 号

令 和 5 年 8 月 4 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担当 被害者支援室 TEL [REDACTED]

「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」の運用について  
(通達)

「性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称「F L O W E R」）」（以下「フラワー」という。）については、「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」の設立及び運用について（通達）」（平成28年2月9日付け鹿相第10号ほか）及び「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」の運用要領について（通達）」（平成28年2月9日付け鹿相第11号ほか）（以下「旧通達等」という。）に基づき、運用してきたところであるが、先般、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行されたことに伴い、旧通達等の見直しを行い、下記のとおり運用することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、本通達は、令和5年8月4日から施行し、旧通達等は同年8月3日限り廃止する。

記

1 フラワー設立の趣旨

フラワーは、性暴力被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援等を総合的に行うことができるワンストップ支援センターとして、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター（以下「支援センター」という。）、鹿児島県産婦人科医会（以下「産婦人科医会」という。）、鹿児島県

(以下「県」という。) 及び鹿児島県警察(以下「県警察」という。)により、「性暴力・性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定」(平成28年2月10日付け)を締結し、また、平成30年6月8日からは、支援センターに相談拠点を設置し、専門のコーディネーターを配置した上で運用しているところである。

また、フラーは、支援センター、産婦人科医会、県及び県警察の4者において、性暴力被害者が安心して相談できる環境を整備することにより、心身の負担軽減、健康回復を図り、警察への届出促進と被害の潜在化防止を図ることを目的として設置されたものである。

## 2 支援対象者

性犯罪、その他同意のない、対等でないと認められる性行為の強要等により、性的な身体的被害又は精神的被害を受けた者及びその家族

## 3 各機関における運用要領

### (1) 県警察

性暴力被害者への支援における連携・協力に賛意を示した病院及び診療所(以下「協力病院」という。)並びに支援センターとの連携・協力は、性暴力被害者の同意や要請があることを前提として、次のとおりとする。

#### ア 協力病院との関係

- (ア) 協力病院に対して、診察・治療、被害の確認、証拠採取等(以下「証拠採取等」という。)を依頼する。
- (イ) 協力病院に対して、証拠採取等が適切に行われるための性暴力被害者に関する情報を提供する。
- (ウ) 協力病院から臨場要請等があった場合は、速やかに対応する。

#### イ 支援センターとの関係

- (ア) 支援センターに対して、必要な情報を提供し、支援を依頼する。
- (イ) 支援センターから事件相談等の依頼があれば、これに対応する。

### (2) 支援センター

- ア 県からの委託を受け、フラーの相談拠点を設置・運営し、性暴力被害者に対する相談対応及び被害者支援に関する情報提供を行う。
- イ 性暴力被害者からの要請を受け、病院、警察、検察庁、裁判所等への付添いその他必要な被害者支援に関する機関・団体の紹介等を行う。

### (3) 産婦人科医会

- ア 協力病院において、性暴力被害者に対し、警察に対する被害申告の促進及び被害者支援に係る情報提供を行う。
- イ 協力病院において、性暴力被害者からの要請を受け、支援センターに

対する支援依頼、県警察に対する臨場要請等の通報を行う。

ウ 県警察からの依頼を受け、性暴力被害者の診察・治療、証拠採取等を行う。

(4) 県（男女共同参画局くらし共生協働課）

ア フラワーの相談拠点の設置・運営主体として、連携・協力機関における連絡・調整を行う。

イ 総合相談窓口として、性暴力被害者に対する相談対応、支援施策の案内等を行う。

#### 4 運用上の留意事項

(1) 臨場時等における配慮

性暴力被害者又は協力病院の要請により臨場する場合は、一見して警察と分からぬ車両の使用や私服による臨場等、性暴力被害者の心情に配意した対応を行うこと。

また、必要に応じて警察署、自宅等への送迎についても配慮すること。

(2) 協力病院に対する事前連絡

性暴力被害者の同意や要請により、警察官が協力病院に同行する場合は、事前に協力病院に連絡し、診察等の協力が可能であるか確認すること。

診察等の協力が可能な場合は、あらかじめ、被害概要等の説明を行うとともに、証拠採取等の依頼と緊急避妊経費に係る公費負担制度について説明すること。

また、病院への出入りや待機時において、一般来院者と不用意な接触が生じないよう、職員通用口や別室の利用等について協力依頼すること。

(3) 証拠採取要領の説明等

協力病院において性暴力被害者から証拠採取を行うに当たっては、性犯罪証拠採取キットを携行し、受診前に医師に対し、事案の概要に応じた採証要領を説明すること。

また、被害者が女性である場合には、女性警察官が同行し立ち会うこと。

(4) 支援センターに対する情報提供等

支援センターに対して、性暴力被害者の人定事項、被害概要等を提供し、具体的な支援を依頼する場合は、「犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定について（通達）」（令和3年3月9日付け鹿相第39号）の定めによること。

(5) 被害者対応室等の活用

性暴力被害者から事情聴取等を行う際は、来署者等の目に触れる場所での対応は避け、被害者対応室、相談室等を活用するなど、性暴力被害者の

プライバシーが守られ、安心できる環境において行うこと。

(6) 個人情報の保護

診察・治療等を行うに際して、協力病院に性暴力被害者の個人情報を提供する場合は、必ず性暴力被害者の同意を得て行い、関係者以外に漏れることのないよう保秘を徹底すること。

(7) 協力病院以外の医療機関に対する対応

性暴力被害者が協力病院での診察・治療等を望まず、協力病院以外の医療機関での診察・治療等を行う場合や協力病院以外の医療機関から臨場要請等があった場合についても、協力病院に対する対応と同様に行うこと。

5 教養の実施

各所属長は、職員に対し、関係機関からの要請に迅速的確に対応できるよう、教養の徹底を図ること。

6 広報活動の推進

性暴力被害者は、相談窓口、支援内容等に関する情報不足から、受けられるべき支援を受けられず、そのことが被害申告を躊躇させる一因となっていることから、各所属長は、あらゆる機会を通じて、フラーの広報活動を積極的に推進すること。